

定住自立圏構想の進捗状況 ・総務省の取組について

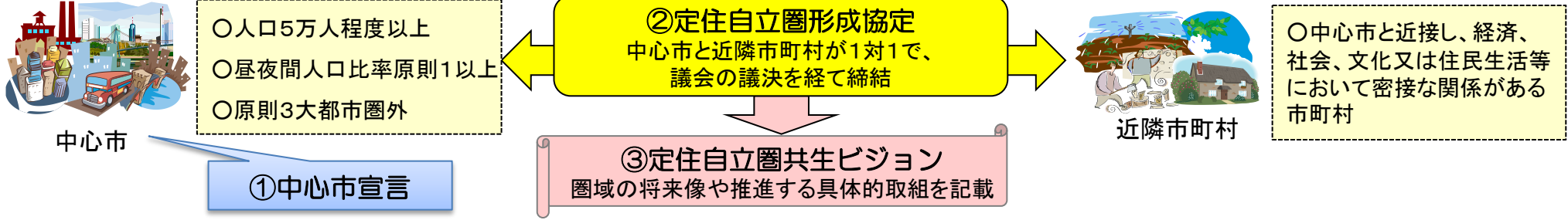
- | | |
|------------------------|-----|
| ○定住自立圏構想の進捗状況 | P1 |
| ○定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 | P6 |
| ○定住自立圏構想に関する予算措置 | P10 |
| ○地域おこし企業人交流プログラム | P11 |
| ○地域おこし協力隊 | P12 |

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市4,000万円→8,500万円程度、近隣市町村1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用 ・地域医療に対する財政措置 等

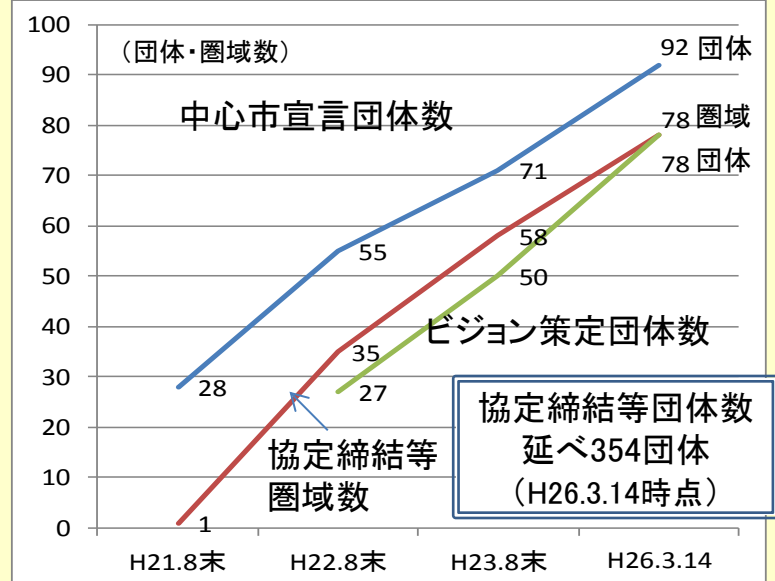
各省による支援策

産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

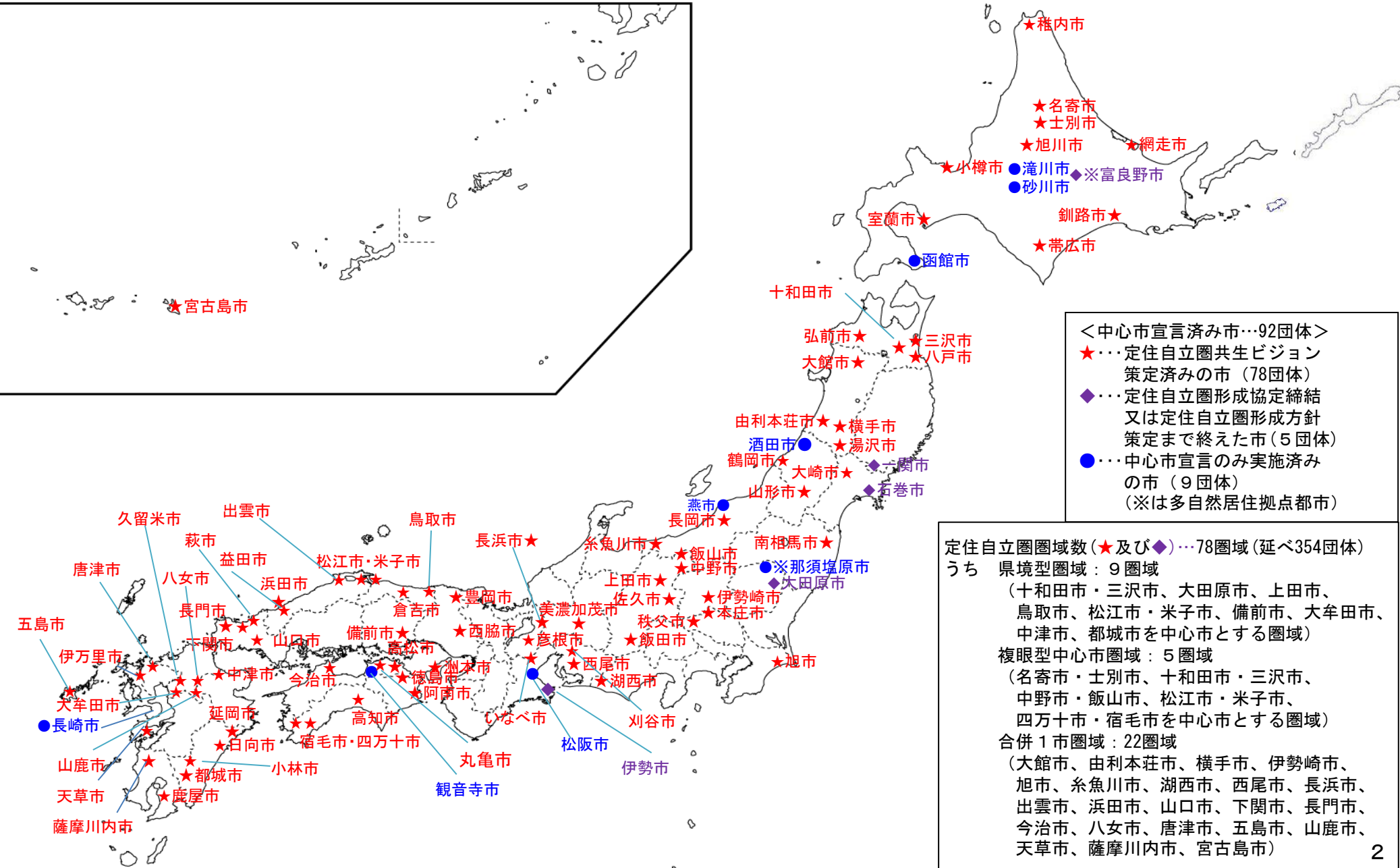
機能連携広域経営推進調査事業

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出す先進的事業を推進（H26予算：1億円）

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の取組状況（平成26年3月14日現在）



<中心市宣言済み市…92団体>
 ★…定住自立圏共生ビジョン策定済み市の市（78団体）
 ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終了した市（5団体）
 ●…中心市宣言のみ実施済みの市（9団体）
 （※は多自然居住拠点都市）

定住自立圏圏域数（★及び◆）…78圏域（延べ354団体）
 うち 県境型圏域：9圏域
 （十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、都城市を中心市とする圏域）
 複眼型中心市圏域：5圏域
 （名寄市・士別市、十和田市・三沢市、中野市・飯山市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市を中心市とする圏域）
 合併1市圏域：22圏域
 （大館市、由利本荘市、横手市、伊勢崎市、旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、宮古島市）

定住自立圏構想の取組状況 (平成26年3月14日現在)

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市		都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市	
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)	札幌市、苫小牧市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市	25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市	
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)	青森市、五所川原市、むつ市	26	京都府		福知山市	
3	岩手県	一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)	
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	姫路市、たつの市、加東市、加西市	
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	29	奈良県		天理市	
6	山形県	山形市、鶴岡市、酒田市	米沢市、新庄市、東根市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市	
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—	
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※近隣市町村として取組済み)	
9	栃木県	大田原市、那須塩原市	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、日光市	33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市	
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	35	山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市	
12	千葉県	旭市	館山市	36	徳島県	徳島市、阿南市	—	
13	東京都		青梅市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市	
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
15	新潟県	長岡市、糸魚川市、燕市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、上越市、佐渡市、南魚沼市	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	(南国市 ※近隣市町村として取組済み)	
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市	
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市	
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市	
19	山梨県		甲府市、北杜市、富士吉田市	43	熊本県	山鹿市、天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市、人吉市	
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市中野市・飯山市(複眼型)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市	
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市	
22	静岡県	湖西市	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市	
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	津市、四日市市、亀山市、伊賀市	合計			92	176

○ 92団体が中心市宣言済み
 ○ 78圏域(延べ354団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み
 ○ 78団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・中心市については、1市当たり年間8,500万円程度（H25年度までは4,000万円）を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・近隣市町村については、1市町村当たり1,500万円（H25年度までは1,000万円）を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- （1）圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置
- （2）若手企業人地域交流プログラム
若手企業人の受入に要する経費に対して
1人あたり上限350万円を措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- （1）民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、
償還利子の50%に特別交付税
- （2）ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- （2）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加

- ・辺地度数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択等もある。

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏78圏域（平成26年3月14日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
78圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日
夜間診療所の運営等

福祉
61圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障
がい者等の支援

教育
64圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポー
ツ交流、公共施設相互利用等

産業振興
74圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブ
ランド化、企業誘致等

環境
33圏域
低炭素社会形成促進、バイオマス
の利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
74圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
36圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
47圏域
生活道路の整備等

地産地消
39圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
60圏域
共同空き家バンク、圏域内イベン
ト情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
64圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
30圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会について

～機能連携広域経営型モデルの構築を目指して～

趣旨

- 定住自立圏構想については、平成21年度の全国展開から4年が経過し、「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「強力に進めていく」とこととされ、制度のあり方等についての検討が求められている。また、「地域の元気創造プラン」においても、機能連携広域経営型のプロジェクトを推進することとされている。
- これまでの取組の評価等を踏まえ、各地方自治体の役割に応じた適切な財政措置のあり方等について検討を行うとともに、圏域の都市機能の高度化に向けて、官民が連携して取り組むプロジェクトモデルの調査・検討を行うため、「定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会」を開催する。

構成員

- 座長 後藤 春彦（早稲田大学創造理工学部長）
井熊 均（日本総合研究所執行役員創発戦略センター所長）
岡部 明子（千葉大学大学院教授）
梶井 英治（自治医科大学地域医療学センター長）
小西 砂千夫（関西学院大学大学院教授）
新堂 克徳（YRPユビキタス・ネットワークング研究所
ユビキタス技術研究部長）
杉浦 榮（ランドスケープ・アーキテクト
S2 Design and Planning代表）
辻 琢也（一橋大学大学院教授）

検討内容

- 自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置のあり方
- 官民が連携して取り組むプロジェクトモデルの調査・検討 等

開催実績

- 第1回は7月9日(火)、第2回は7月26日(金)
第3回は9月24日(火)、第4回は12月3日(火)
第5回は2月25日(火)に開催
- 自治体ヒアリング、現地調査等を実施し、最終報告書の取りまとめを行った。

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会最終報告書について

最終報告書の位置付け

- 「経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)」において、地方圏における人口減少・少子高齢化の状況等を踏まえ、定住自立圏構想を強力に進めていくため、「適切な財政措置のあり方を検討する」と記述。
- 「地域の元気創造本部」(本部長:新藤総務大臣)において、市町村域を越えた圏域において人、モノ、金等の流れを生み出す「機能連携域経営型」のプロジェクトを調査・検討することが必要と指摘。
- これらを踏まえ、平成25年7月から研究会(座長:後藤春彦早稲田大学創造理工学部長)を開催し、平成26年3月に最終報告書を取りまとめ、下記のとおり、今後の進め方を提示。

今後の進め方(概要)

○財政措置のあり方

- ・定住自立圏構想を一層推進するために、圏域において各市町村が果たすべき役割に応じて、定住自立圏の取組に係る特別交付税措置を来年度から大幅に拡充すべき

○取組強化のためのガバナンス

- ・例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について圏域内の市町村長が定期的に会合を行うなど、圏域内の一層の意思疎通を図るべき
- ・定住自立圏を含む市町村域を越えた圏域において、圏域内の産学金官民が連携し、民間投資の促進や事業のガバナンスといった観点から他の地域の参考となるような先進事例を構築していくべき

○自治体への情報提供等

- ・定住自立圏構想の取組を推進していくに当たっては、定住自立圏における先進的な取組事例やノウハウを、客観的な効果も交え自治体に情報提供していくとともに、定住自立圏の取組やその効果をわかりやすく住民等に伝えるよう、取組団体に呼びかけていくべき

定住自立圏の取組に係る特別交付税措置の拡充

- 平成21年度より、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と近隣市町村が役割分担し、連携・協力することで、生活機能の確保や圏域の活性化を図る「定住自立圏構想」を全国で展開。
(平成26年3月14日現在、中心市宣言を行った団体は92団体)
- 経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる「骨太の方針」)や地制調の答申において、定住自立圏構想の一層の推進について記述。

【経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 抜粋】

定住自立圏構想を強力に進めていくため、圏域において各地方自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置の在り方を検討

【地方制度調査会 答申(平成25年6月25日総理手交) 抜粋】

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要

地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要

平成26年度より、定住自立圏の取組に係る特別交付税措置を大幅に拡充

中心市: 上限額4,000万円程度
→ 上限額8,500万円程度

近隣市町村: 上限額1,000万円
→ 上限額1,500万円

・個々の中心市の措置上限額は、面積、人口等を勘案して算定
・対象経費の8割を措置

・対象経費の10割を措置

定住自立圏構想推進要綱の一部改正について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)を一部改正し、平成26年4月1日から施行。

【改正のポイント】

○ 圏域内の市町村長による定期的な意見交換の場の設置

新たに、少なくとも1年に1回、宣言中心市が圏域内の全ての市町村長による意見交換の場を設けることを要綱に規定

【定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 最終報告書（抜粋）】

5. 今後の進め方

また、圏域内の一層の意思疎通を図る観点から、例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について、圏域内の市町村長が定期的に会合を行うことを促す等の措置を講じるなど、圏域内の複層的なガバナンスの強化を促すべきである。

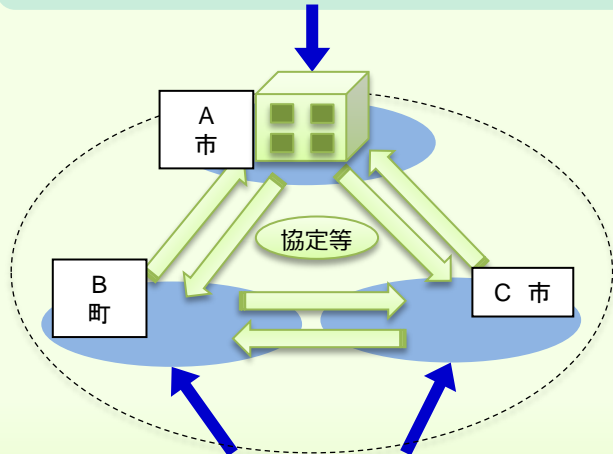
○ 「周辺市町村」の名称変更

要綱上、「周辺市町村」の名称を「近隣市町村」に変更

※ 市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない旨も併せて要綱に規定

市町村域を越えた圏域(City Region)において、産学金官民が連携し、設定した計画に基づいて、人・モノ・金等の流れを生み出す先進的事業を推進

市町村域を越えて圏域を設定し、
産学金官民が連携し、拠点等の整備・運営等



整備された拠点等を活用し、
人・モノ・金等の流れが活発化

【事業内容】

人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図るため、圏域内の産学金官民が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、他の地域のモデルとなりうる先進事例を構築

【対象地域】

複数の市町村が協定等を結び設定した圏域

【事業例】

- ・ 圏域一体の事業者が、事業拡大や新業種参入の相談ができる産学金官連携センターを整備・運営し、集積効果を活用しながら圏域一体となった産業振興を推進する事業
- ・ 圏域の農作物や特産品を中心市の市街地で販売する商業施設を整備・運営し、圏域全体の生産量、販売量の増加を図る事業
- ・ 加工施設を強化し、近隣市町村の生産物も一括で処理し、同一ブランドで出荷することで、施設の効率的な利用と圏域全体の生産・販売量の増加を図る事業

地域おこし企業人交流プログラム 企業人による社会貢献と地域ニーズの架け橋

三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する人材が、1～3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決への取組等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで、地域の元気を創造するとともに、派遣元企業の社会貢献や、人材の育成・キャリアアップにも資するもの。

対象者

三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する人材

活動地域

- ①定住自立圏に取り組む市町村（近隣市町村を含む）
- ②過疎地域等の条件不利地域

期間

1～3年

財政措置

年間350万円／人（特別交付税）

【地域における企業人の活動事例】

- マーケティング業務経験を生かし、ビッグデータを活用した調査プロジェクトを主導
- 人脈を生かし、企業の医療関連産業参入支援や医療関連産業誘致に従事
- 語学・営業能力を生かし、市のインバウンド誘客活動の中核として海外での観光見本市等で活躍

※ 経験年数6年未満の場合は1市町村あたり原則異業種2人1組で派遣

地域

地域づくり・課題解決へのニーズ

⇒ 専門知識・業務経験
組織的ノウハウ・人脈
外部視点・民間感覚等



企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップ

⇒ 企業の社会貢献
⇒ 人材に多彩な経験を積ませることで、育成・キャリアアップ

地域おこし協力隊について

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に住み込んで「地域協力活動」を実施



- 【地域協力活動を実施】
- ・地域おこし活動の支援
 - ・農林水産業の応援
 - ・住民の生活支援

委嘱

概ね1年以上最長3年

財政支援

総務省

隊員1人につき400万円上限
・報酬等(上限200万円)
・活動費(上限200万円)

地方自治体(実施主体)

隊員数 978名
318自治体
(4府県・314市町村)
※平成25年度調査

男 : 女
6 : 4

20歳代と30歳代で
全体の約8割

任期終了後
約6割が定住もしくは
地域協力活動に従事
※H25.6末調査時点

